

## 安全保障理事会決議 2143 (2014)

2014年3月7日、安全保障理事会第7129回会合にて採択

安全保障理事会は、

武力紛争により影響を受ける子どもの保護に対処するための包括的枠組に寄与する、1999年8月25日の1261(1999)、2000年8月11日の1314(2000)、2001年11月20日の1379(2001)、2003年1月30日の1460(2003)、2004年4月22日の1539(2004)、2005年7月26日の1612(2005)、2009年8月4日の1882(2009)、2011年7月12日の1998(2011) および2012年9月19日の2068(2012)の安保理諸決議、並びに2006年7月24日(S/PRST/2006/23)、2006年11月28日(S/PRST/2006/48)、2008年2月12日(S/PRST/2008/6)、2008年7月17日(S/PRST/2008/28)、2009年4月29日(S/PRST/2009/9)、2010年6月16日(S/PRST/2010/10) および2013年6月17日(S/PRST/2013/8)の安保理議長の諸声明を再確認し、

安保理諸決議1612(2005)、1882(2009)、1998(2009) および2068(2012)並びに子どもと武力紛争に関する安保理議長の諸声明は、子どもに対して犯されてきた違反と侵害を防止することにおいてまた対応することにおいて、とりわけ数多くの子どもの動員解除、生活復帰および社会統合、武力紛争の当事者と国際連合との間の行動計画の署名並びに事務総長年次報告書の添付文書の一覧表から武力紛争の当事者を削除することにおいて、進展を生み出してきたことを確認し、

武力紛争の当事者が、武力紛争下の子どもの権利および保護に関する適用可能な国際法の関連規定を刑事責任の免除で侵害し続けている、幾つかの懸念の状況における現場での進展が欠如していることについてしかしながら深い懸念を残しつつ、

武力紛争の全ての当事者が、児童の権利条約および武力紛争における児童の関与に関する選択議定書、並びに1949年8月12日のジュネーブ諸条約および1977年のその選択議定書に含まれたものを含む、武力紛争下の子どもの保護のための国際法の下で彼らに適用可能な義務を厳格に遵守しなければならないことを想起し、

児童の権利条約の第 28 条が教育に対する子どもの権利を認めまた平等な機会に基づきこの権利を漸進的に達成する目的で、同条約の締約国の義務を規定していることに留意し、

適用可能な国際法に違反した軍および非国家武装集団による、軍隊の兵舎、兵器貯蔵施設、指令センター、勾留および尋問場所並びに射撃および監視陣地としての彼らの使用に関与したものを含む、学校の軍事利用について深い懸念を表明し、

地雷、爆発性戦争残存物、即席爆発装置および他の不発弾により紛争や紛争後の状況において、殺害されまた傷害させられた子どもの数が多いことに更に懸念を表明し、

武力紛争下の子どもの保護は、紛争を解決しそして平和を構築する包括的な戦略の重要な側面であることを確信し、

刑事責任の免除を終わらせそして集団殺害、人道に対する罪、戦争犯罪および子どもに対して犯された他の並はずれてひどい犯罪に責任を有する者を捜査しそして起訴する全加盟国の各々の義務を遵守するその責任を想起し、そして子どもに対して犯された最も重大な国際的に関心のある犯罪に対する刑事責任の免除との闘いが、国際刑事裁判所、アド・ホックおよび混合法廷並びに国内裁判所の特別法廷によるこれらの犯罪についての活動や起訴を通して強化されてきたことに留意し、

武器貿易条約の採択を確認しまた同条約第 7 条(e)の規定に従って輸出締約国は子どもに対する暴力の重大な行為を犯すかまたは助長するために用いられている通常兵器または品目の危険を考慮するものとすることに留意し、

国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任および、この点について、子どもに対する武力紛争の広範な影響に対処する安保理の公約をくり返し表明し、

武力紛争により影響を受けた全ての子どもに対して保護と援助を提供することにおける政府の主要な役割を強調し、これに関連して国の能力を強化することの重要性を認識し、そして監視および報告制度の枠組内で国際連合機関により遂行された全ての行動は、国の政府の保護および社会復帰の役割を支援し、また適切な場合には、補完するために立案されなければならないことをくり返し表明し、

武力紛争により影響を受けた子どもの保護のための能力構築は、国際的な関与の最も早い日々から始めなければならない過程であることを更に認識し、

平和を強化することにおいてまた平和構築の優先事項に対する戦略を策定することにおいて、国家当局を支援する、またこれらの戦略が、政治的、安全上の、人権の、開発のおよび法の支配の活動間の一貫性を強化することを確保する、国際的な協力機関と協議した、国際連合の重要な役割を強調し、

子ども保護を主流化することおよび使節団、ユニセフおよび子どもの動員解除と社会復帰や勧誘予防のための専門的な NGO に対する助言並びにその間の緊密な協力と調整を含む、自らの職務権限に従った、関連する国際連合平和維持活動、政治ミッション並びに平和構築事務所における監視、予防および報告取組を主導することにおける子ども保護アドバイザーの決定的な役割を認識し、

使節団特定の子どもの保護問題に関するまた適切な包括的な予防および保護対応策に関する十分な展開前および任務遂行中の教育を受けた軍事の、警察のおよび文民の平和維持活動要員を提供することの重要性を強調し、

武力紛争により影響を受けた子どもの保護のための関連する地域的および準地域的機構並びに枠組の貴重な貢献を認識しそしてこれに関連してアフリカ連合の全ての平和および安全保障活動において保護制度を主流化するため、UNICEF との密接な協力関係で、児童と武力紛争に関する事務総長特別代表事務所とアフリカ連合委員会の平和安全保障局との間の、2013年9月17日に署名された宣言と、EU 共通安全保障および防衛政策活動に武力紛争により影響を受けた子どもの保護を統合するための照合表を含む、子どもと武力紛争に関する EU 指針並びに DPKO および事務総長特別代表事務所との緊密な共同作業で、子どもと武力紛争に関する訓練コースと軍事的指針の NATO による策定を、称賛し、

1. 武力紛争の当事者による子どもの勧誘と使用並びに子どもの再勧誘、殺害や傷害、レイプや他の性的暴力、拉致、学校または病院に対する攻撃および武力紛争の当事者による人道的アクセスの拒否に関与している適用可能な国際法のあらゆる違反および武力紛争の状況において子どもに対して犯された、国際人道法、人権法および難民法を含む、国際法のあらゆる他の違反を強く非難しそして全ての関連する当事者がかかる慣行に直ちに終止符を打ちそして子どもを保護する特別な措置を講じること

を要求する。

2. 加盟国に対し、監視することおよび報告することに関する国際連合カントリー・レベル・タスク・フォースおよび国際連合国別現地チームと緊密に協議して、期限を定めた行動計画の策定と実施および武力紛争により影響を受けた子どもの保護に関する義務と公約の国際連合カントリー・レベル・タスク・フォースによる再検討と監視を促進するための方法を考案することを求める。

3. 子ども保護公約について議論したフォローアップするための関係政府との間の協力関係のための成功した枠組としての省庁間委員会の価値をくり返し表明しそして国際連合の支援を得たこれらの政府に対し、行動計画の履行を促進するためこれらの委員会を利用することを奨励する。

4. 安全保障理事会の現地訪問の職務内容に子どもと武力紛争の次元を、適当と認められる場合に、組み入れることを含んで、武力紛争において子どもに対して犯された違反および侵害の定期的且つ時宜を得た審議の重要性を強調し、そして子どもと武力紛争に関する安保理作業グループに対し、法令遵守を高めることに関する現行の議論に照らしてその工具一式 (S/2006/724) を十分に利用することおよびこれに関連して執拗な実行者の問題および行動計画の実施を審議することを継続することを招請する。

5. 15歳未満の子どもの徴兵または兵籍編入若しくは国際的および非国際的な武力紛争の両方の敵対行為に積極的に参加させるため彼らを使うことは、国際刑事裁判所のローマ規程の下での戦争犯罪を構成するという事実を想起し、そして武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書が、強制的な徴集と敵対行為への参加のために18歳の年齢を最低として定めることおよび児童の権利に関する条約の第38条3項に定められたものから志願する者の最低年齢を引き上げること並びに18歳の年齢に達していない自国の軍隊の構成員は敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとることを当事国に要求していることに留意する。

6. 2016年までに紛争での政府軍による子どもの勧誘と使用を終わらせそして予防する目的で、児童と武力紛争に関する事務総長特別代表およびUNICEFにより、他の国際連合協力機関との共同作業で、始められた「子どもは兵士じゃない」キャンペーンをこの文脈で歓迎する。

7. 関係政府に対し、とりわけ期限を定めた行動計画の策定および実施を通して、子どもは紛争で

の兵士ではないことを確保するためあらゆる努力を払うことをこれに関連して促し、また加盟国、全ての関連する国際連合機関、NGO および援助団体の集合体に対し、「子どもは兵士じゃない」キャンペーンの目標は、全ての者の協力関係および積極的な関与を通してのみ達成できることを認識しつつ、その様々な能力でこのキャンペーンを支援することを求める。

8. 児童と武力紛争に関する事務総長特別代表に対し、関係する当事者を一覧表から削除することにおける過程と進展についてのものを含んで、「子どもは兵士じゃない」キャンペーンについて安全保障理事会に報告することを招請する。

9. 加盟国、国際連合機関および他の関係当事者に対し、軍隊または武力集団と以前関連していた子どもの解放と再統合に関するものを含む、子ども保護規定が、全ての和平交渉および和平合意に統合されることを確保することを更に促す。

10. 安保理決議 1539 (2004)、1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011) および 2068 (2012) の関連する諸規定を考慮しつつ、子どもに対して犯された違反および侵害の執拗な実行者に対して対象を特定した且つ段階的な措置を採用し、そして関連する制裁体制の職務権限を制定し、修正または更新する際には、武力紛争下の子どもの権利と保護に関する適用可能な国際法に違反する活動に従事する武力紛争の当事者に関係している規定を含めることを審議する、安全保障理事会の用意があることをくり返し表明する。

11. 恩赦法および他の同様の規定から、集団殺害、人道に対する罪、戦争犯罪および子どもに対して犯された他の並はずれてひどい犯罪を排除する必要性を強調し、そして、関係国に対し、そのような犯罪に対し責任を有する者が、軍または他の治安部隊の兵に含められないことを確保する監視手続を確立することを強く奨励する。

12. 刑事責任の免除を終わらせ、そして集団殺害、人道に対する罪、戦争犯罪および子どもに対して犯された他の並はずれてひどい犯罪に責任を有する者を捜査しそして起訴する全ての国家の責任を強調し、またローマ規程に定められたように、国家の刑事管轄権に対する補完の原則に従った、国際刑事裁判所の貢献をこれに関連して強調する。

13. 関係する加盟国に対し、治安部門改革を実行する際には、国内治安部隊に子ども保護部隊の設立、および遅延出生届を含む、一般的な出生届を確保する重要性をこれに関連して強調しつつ、未成年の勧誘を防止する有効な年齢評価制度の設立のような、子ども保護を主流化することを促す。

14. 加盟国、国際連合機関を含む全ての関係当事者、並びに金融機関に対し、紛争の影響を受けた子どもの弁護、保護および社会復帰のための国の機関並びに地方の市民社会ネットワークの能力の開発および強化並びに捜査および訴追能力を構築すること並びに武力紛争により影響を受けた子どもに対して犯した違反と侵害を犯罪とする法の採択を含む、国家の説明責任制度を、国の主体性を念頭におきつつ、適切な場合には、支援することを更に促す。

15. 資金調達の格差に対処するため、援助団体の共同体を合同する取組を達成しようと努めるといふ事務総長特別代表に対する安保理の要請をくり返し表明し、そして二国間、地域のおよび国際的な協力者に対し、紛争中および紛争後の期間の教育に対するものを含む、これに関連した財政的な並びに能力構築の支援を提供することを奨励する。

16. 子どもが、紛争中および紛争後の期間の、特に、教育および保健医療を含む、基本的役務に対する利用権を持ち続けることを確保する重要性を想起する。

17. 学校および／または病院、並びにそれらに関連した保護されるべき人に対する、適用可能な国際法に違反した攻撃や攻撃の脅威および攻撃や攻撃の脅威の結果として武力紛争の状況における学校および病院の閉鎖について安保理の深い懸念をくり返し表明しそして武力紛争の全ての当事者に対し、教育および公共医療に対する子どもの利用権を妨害する行動を自制することを促す。

18. 適用可能な国際法に違反した学校の軍事使用に深い懸念を表明し、そのような使用が学校を攻撃の合法的な標的とするかもしれず、従って子どもや先生の安全並びに子どもの教育を危うくしていることを認識しつつまたこれに関連して、

(a) 武力紛争の全ての当事者に対し、国際人道法に従って学校の非軍事的性格を尊重することを促す。

(b) 加盟国に対し、適用可能な国際法に違反した軍隊および武装した非国家集団による学校の使用を止めさせるための具体的な措置を考慮することを奨励する。

(c) 加盟国に対し、国際人道法に違反した学校への攻撃が、捜査されそして責任を有する者が当然に起訴されることを確保することを促す。

(d) 国際連合カントリー・レベル・タスク・フォースに対し、学校の軍事使用に関する監視および報告を強化することを求める。

19. 子どもを含む、負傷者および病者が、実行可能な限り最大限に且つできるだけ早く、治療と自らの状態により要求される注意を受けることを確実にすること、および国際人道法に従って、医療や保健関係者、施設、輸送並びに活動を尊重しまた保護する、国際人道法に従った、武力紛争の全ての当事者の義務を想起する。

20. 加盟国が、軍事訓練および標準作業手順書に、並びに適切な場合には軍事指針に、子ども保護を含めることを勧告し、また国際連合機関および国際連合平和維持活動の部隊と警察官提供諸国が、部隊および警察派遣部隊を含む国際連合派遣団の要員の準備のために、全ての派遣団の要員に、子どもに対して犯された違反および侵害について効果的に認識し、報告しそして対応し、またその各々の職務権限のより良い実施のための子ども保護活動を上手く支援する能力を与えるように、子どもに対する暴力を防止することにおけるその貢献に関して対象を特定したまた作戦訓練を遂行することを更に勧告する。

21. 平和維持活動派遣団、政治ミッション、平和構築事務所、国際連合事務所、機関、基金および計画を含む、全ての国際連合組織に対し、非国際連合治安部隊に対する国際連合支援についての人権デュー・ディリジェンス政策の適用において子どもに対する侵害に十分な注意を払うことを促す。

22. 加盟国、平和構築委員会を含む国際連合組織および関係する他の当事者に対し、紛争後の回復および復興計画立案、計画並びに戦略が、武力紛争により影響を受けた子どもに関する問題に然るべき優先権を与えることを確保することもまた促す。

23. 関係する国際連合組織に対し、地雷除去、リスク教育およびリスク削減活動を優先することにより、地雷、不発弾およびクラスター弾並びに爆発性戦争残存物の子どもに対する影響を、削減する具体的な措置を講じることを促す。

24. あらゆる関連する国際連合平和維持活動および政治ミッションの職務権限に子どもの保護のための具体的な規定を含めることを続けることを決定し、そのような派遣団に対する子ども保護アドバイザーの展開を奨励し、そして事務総長に対し、そのようなアドバイザーの必要性および数並びに役割が、各々の国際連合平和維持活動や政治ミッションの準備や更新の期間中に組織的に評価されることを確保することを求め、また DPKO および DPA に対し、国別状況について安保理に説明する際に子ども保護を考慮することを奨励する。

25. 関連する地域的なおよび準地域的な機構並びに枠組に対し、子どもに関する武力紛争の広範な影響への対処を助けることを奨励し、それらに対し、その政策提言、政策、計画や任務の計画立案、武力紛争により影響を受けた子どもを保護する指針の策定と展開に子ども保護を主流化すること並びに要員の訓練およびその平和維持活動および現場活動に子ども保護職員を含めることを、続けることを招聘し、またその事務局内に、子ども保護のフォーカル・ポイントの任命を通したものを含む、子ども保護制度の設立を求める安保理の呼びかけをくり返し表明する。

26. 国別状況に関する全ての事務総長報告書に、子どもの問題および武力紛争が、報告書の具体的な側面として含まれることを確保し続けるという事務総長に対する安保理の要請をくり返し表明する。

27. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。